



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成31年 3月 11日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

照会者名

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項
貸金業法第2条第1項及び同法第11条第1項
2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実
別紙1記載のとおり
3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者らの見解及び根拠
別紙2記載のとおり

以上

将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者らは、いわゆる融資型クラウドファンディングと呼ばれる事業スキームを展開する事業者である。照会者らは、不特定多数の一般投資家（以下「投資家」という。）から、金融商品取引法上の第二種金融商品取引業を営む者として商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく匿名組合出資の募集又は私募（以下、募集及び私募をあわせて「募集等」という。）を行い、かかる匿名組合出資により調達した資金をもって、貸金業法上の貸金業者として資金需要者である法人（以下「借り手」という。）を対象として金銭の貸付けを行い、かかる貸付けに係る利息その他の回収金をもって匿名組合員（照会者らとの間で匿名組合契約を締結した投資家をいう。以下同じ。）に対する利益分配を行う事業（かかる一連の事業を、以下「本事業」という。）を計画している（別紙図1参照）。

なお、照会者らの中には、第二種金融商品取引業を営む者として他の会社から委託を受けて匿名組合出資の募集等の取扱いを行うものの、照会者らではない当該他の会社が匿名組合契約の営業者及び貸金業者となる形態で一連の事業スキームを実施する場合がある（別紙図2参照）。また、照会者ら又は当該他の会社が自ら貸金業の登録は行わず、匿名組合出資により調達した資金を貸金業の登録を受けたグループ会社（貸金業法施行令第1条の2第6号に掲げる「他の会社等」をいう。）のみに貸付け、当該グループ会社が借り手に対し貸付けを行う形態で一連の事業スキームを実施する場合もある（別紙図3-1及び図3-2参照）。これらの複数の会社により一連の事業スキームを実施する場合であっても、本照会書においては、照会者らの行う本事業というものとする。

本事業の概要は、以下のとおりである。

1. 照会者らは、まず、借り手を探索し、資金の用途等を確認した上で、当該借り手との間で、照会者らによる金銭の貸付けに係る条件の大筋につき合意する（かかる金銭消費貸借取引を以下「貸付対象案件」という。）。
2. 照会者らは、照会者らの運営する専用ウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という。）上において、貸付対象案件に係る貸付資金を調達するため、貸付対象案件への貸付け及び貸付金の回収を営業とし、自らを営業者とする匿名組合への出資の募集等（かかる出資の募集等の行われる匿名組合を以下「匿名組合出資募集等案件」という。）を実施し、匿名組合出資募集等案件に出資したいと考える投資家を募る。この際、匿名組合出資募集等案件を構成する資金需要者は法人のみであることとし、当該匿名組合出資募集等案件における借り手が複数であることは必須要件とはせず、単数の場合を含むものとする。
3. 投資家は、本ウェブサイト上にて、各匿名組合出資募集等案件において照会者らが実施を予定する貸付対象案件の主要な貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金用途等）、匿名組合員への想定利回り等の情報を閲覧することができるようにする。投資家がこれらの情報を基礎として、ある特定の匿名組合出資募集等案件に対して出資を希望する場合には、照会者らに対し当該匿名組合出資募集等案件に係る匿名組合契約の申込を行う。
4. この際、開示する貸付対象案件の情報において、借り手である法人の商号、名称、所在地その他属性情報を投資家に対し開示をすることができるものとする。また、照会者らは、本ウェブサイト上において、投資家に対して、投資家と借り手の間において貸付けに関する直接の接触は固く禁じられるものであること、かかる禁止行為違反が契約上のペナルティの対象となり得ること、場合により貸金業法違反を構成すること等をわかりやすく説明し、貸金業に係る行為を行う者は照会者らのみであることを明確に示す。

5. 投資家による申込みが照会者ら所定の審査基準に合致し、照会者らが承諾する場合には、当該投資家と照会者らとの間で匿名組合契約を締結し、匿名組合員となった投資家は、かかる匿名組合契約に基づき、営業者である照会者らに対して匿名組合出資を行う。照会者らと匿名組合員との間で締結される匿名組合契約（以下「本出資契約」という。）の内容には、以下の事項に係る規定が含まれる。
 - a. 権利義務関係の確認（本出資契約が照会者らと投資家との間で商法第 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利義務関係を創設するものであること等）
 - b. 貸付対象案件の貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金使途等を含む）は照会者が決定し、照会者の判断で借り手に提示すること。
 - c. 損益の帰属
 - d. 現金の分配
 - e. 出資の返還
 - f. 匿名組合員の禁止行為（匿名組合員が借り手に対して貸付けに関する直接の接触をしてはならないこと等）
 - g. f の禁止行為に反した場合のペナルティに関する事項
6. 照会者らは、成立した本出資契約に基づき、営業として、対応する貸付対象案件に係る借り手との間で自らが貸付人となって金銭消費貸借契約を締結し（以下、成立した契約を「本貸付契約」という。）、匿名組合出資により調達した金銭を原資として当該借り手に対し金銭の貸付けを行う。

本貸付契約には、以下の内容等が規定される。

 - a. 権利義務関係の確認（貸付条件の設定、金銭の交付、貸付債権の保有・管理等金銭の貸付けに関する行為を実行する者が照会者らであり、匿名組合員は、本貸付契約上、何らの権利義務も有さないこと等）
 - b. 貸付条件（貸付金額、貸付金利、資金使途、弁済の時期・方法等）
 - c. 借り手の禁止行為（借り手と匿名組合員の間で貸付けに関する直接の接触を実施しないこと等）
 - d. c の禁止行為に反した場合のペナルティに関する事項
7. 照会者らは、貸付人として、借り手から、当該貸付に係る利息及び元本の回収を行う。
8. 照会者らは、本出資契約に従って、当該貸付の回収金から自己の手数料及び本事業に係る費用等を差し引いた上で、匿名組合員に対する利益配当及び出資の返還を行う。
9. 照会者らは、本事業に係る業務を適切に実施するため、必要な社内規則等を整備する。特に、前記 4 のウェブサイト上における記載事項、前記 5 の本出資契約において記載すべき事項、前記 6 の本貸付契約において記載すべき事項並びに本出資契約及び本貸付契約違反があった場合の対応方法については、明確に社内規則等に定め、照会者らの適切な業務運営態勢を整備する。

別紙2

当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者らの見解及び根拠

1. 照会者らの見解

本事業における投資家の行為は、貸金業法第2条第1項に定める「金銭の貸付け」、すなわち「貸金業」には該当しないものとする。

2. 照会者らの見解の根拠

融資型クラウドファンディングの事業においては、これまで、投資者への情報開示において借り主を具体的に特定できるような情報を明示せず（匿名化）、かつ、同一の匿名組合契約により調達した資金を複数の借り主に融資する（複数化）という業務の運用が行われてきたところである（かかる措置を「匿名化複数化措置」といいます。）。かかる匿名化複数化措置は、投資者が単一の借り主を具体的に特定して投資を実施することが出来る場合には、投資者の投資行為が借り主に対する実質的な貸付けと同視すべき場合があり、かかる場合に投資者が当該行為を業として行えば、貸金業の登録が必要であるとの認識の下に行ってきたものである。また、貸金業登録を行わない投資者が借り主を具体的に把握することにより、両者の直接接触の機会が生じ、投資者が実質的に貸付条件に関与し、又は直接資金回収を働きかけるなど、借り主の利益を害する可能性があることも考慮してきた。照会者らは、かかる認識及びこれに対する対応は、融資型クラウドファンディング事業の発展のために極めて重要な考慮要素であると考えている。もっとも、借り手の情報という投資判断にとって重要な情報を投資家に開示し、照会者らの情報提供義務を果たすことも、投資家保護の観点からは重要であると考えている。

そこで、照会者らとしては、以下に記載する措置を実施することにより、借り手を法人のみとする本事業における投資家の行為は「貸金業」に該当するものではなく、匿名化複数化措置を実施することなく本事業を行うことができるものとする。

2.1. 投資家からの出資契約の形式を匿名組合契約に限定

本事業において、投資家が出資を行うにあたり照会者らと締結する契約は、匿名組合契約に限定する。匿名組合においては、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属し、各匿名組合員は、営業者の業務を執行し又は代表することができず、営業者の行為について第三者に対して権利及び義務を有しない。そのため、投資家と照会者らとの契約上、投資家が借り手に対して、何ら金銭の貸付けに関する行為を行わず、何らの権利義務を持たないことが確保される。

2.2. 本貸付契約契約の内容

本事業において締結される本貸付契約上、貸付けに係る行為（与信判断、貸付条件の設定、金銭の交付、貸付債権の保有・管理、債権の回収等）については、照会者らが主体となって実施することを明確に規定する。また、本貸付契約上、借り手と投資家との間の貸付けに関する直接の接触を禁止事項として規定し、かかる規定の違反に対する契約上のペナルティを課すことで、投資家と借り手の貸付に関する接触を通じて、投資家が実質的に貸付条件に関与することを排除する。かかる対応により、投資家が借り手に対して、何ら金銭の貸付けに関する行為を行わないことを確保する。

2.3. 本出資契約の内容

本事業において締結される本出資契約上、投資家と借り手の間の貸付けに関する直接の接触を禁止事項として規定し、かかる規定の違反に対しては、本出資契約上のペナルティを課すこととする。これにより、投資家と

借り手の貸付けに関する接触を通じて、投資家が実質的に貸付条件に関与することを排除するとともに借り手の保護を図る。かかる対応により、本出資契約上、投資家が借り手に対して、何ら金銭の貸付けに関する行為を行わないことを確保する。

2. 4. 本ウェブサイト上での十分な説明

上記 2. 2 及び 2. 3 に記載のとおり、投資家と借り手の貸付に関する直接の接触が固く禁じられること、かかる禁止行為違反が契約上のペナルティを構成すること、場合により貸金業法違反を構成すること等を、契約書に明記するのみならず、本ウェブサイト上においてもわかりやすく説明、周知し、照会者らのステークホルダーに対する説明責任を果たす。

2. 5. 照会者らの社内規則等の整備

上記 2. 2、2. 3 及び 2. 4 に記載した対応を、照会者らにおいて確実に業務上遂行するため、本出資契約及び本貸付契約において記載すべき事項、投資家又は借り手が当該規定に違反した際の対応方法、本ウェブサイト上における説明事項その他投資家による貸金業の潜脱防止及び借り主保護に資する事項を社内規則等に定めることにより、照会者らの業務運営態勢を整備する。

図1

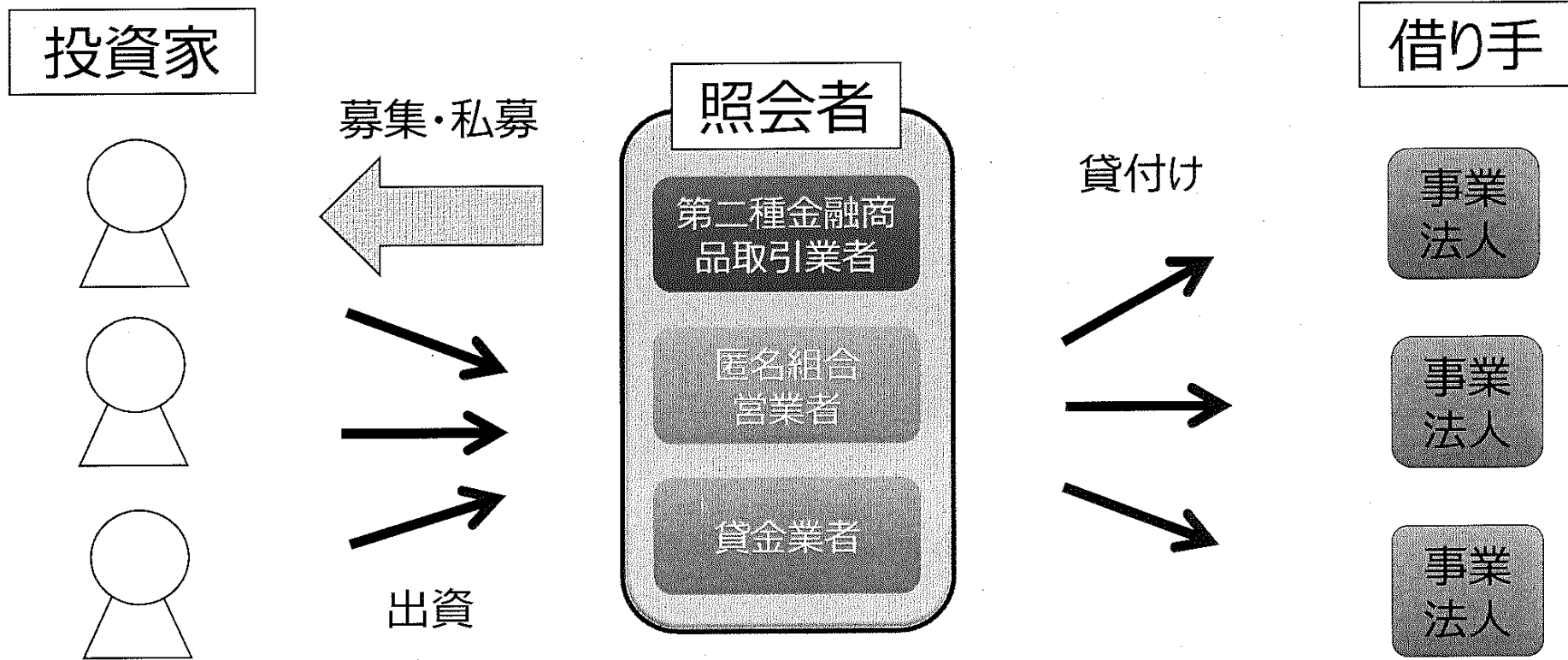


図2

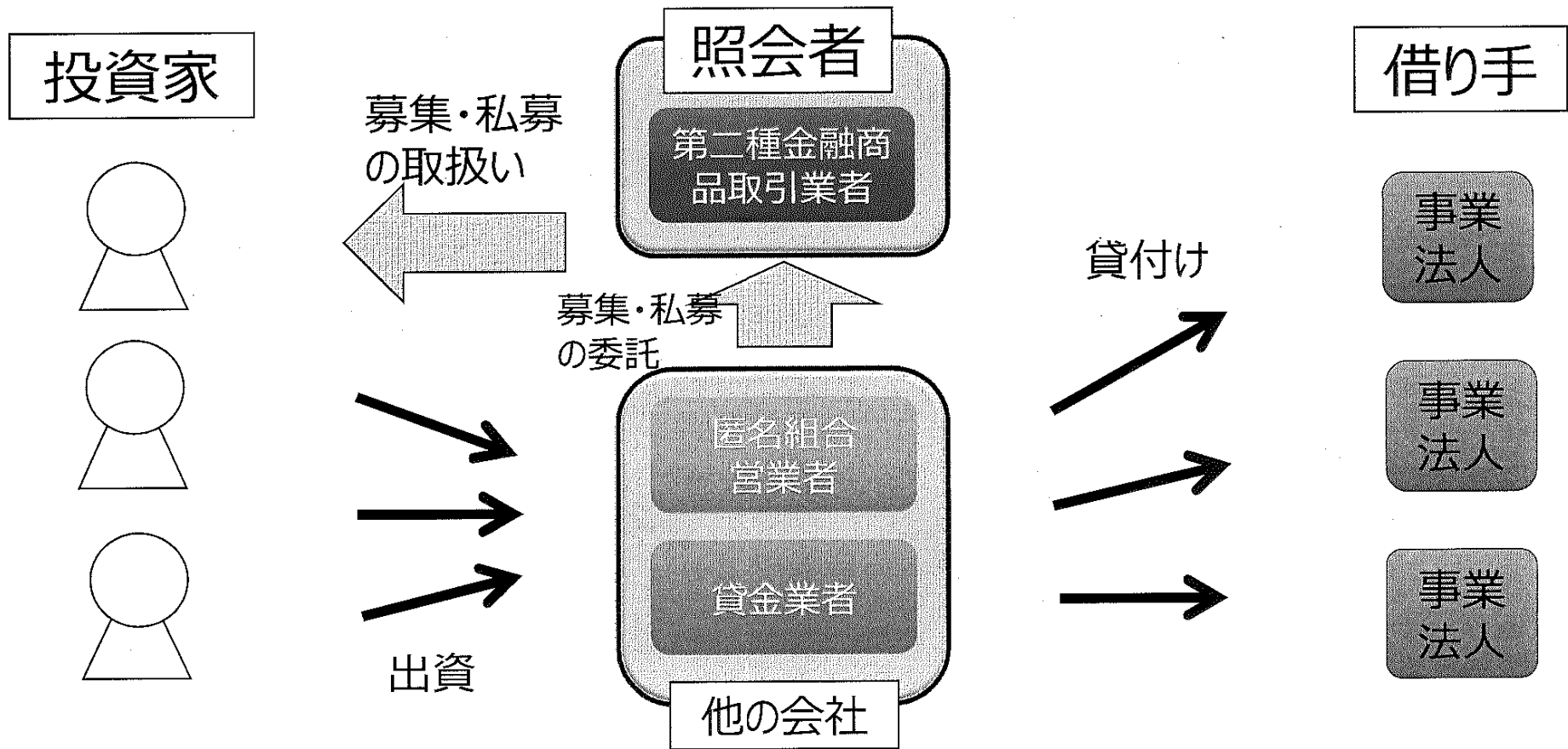


図3-1

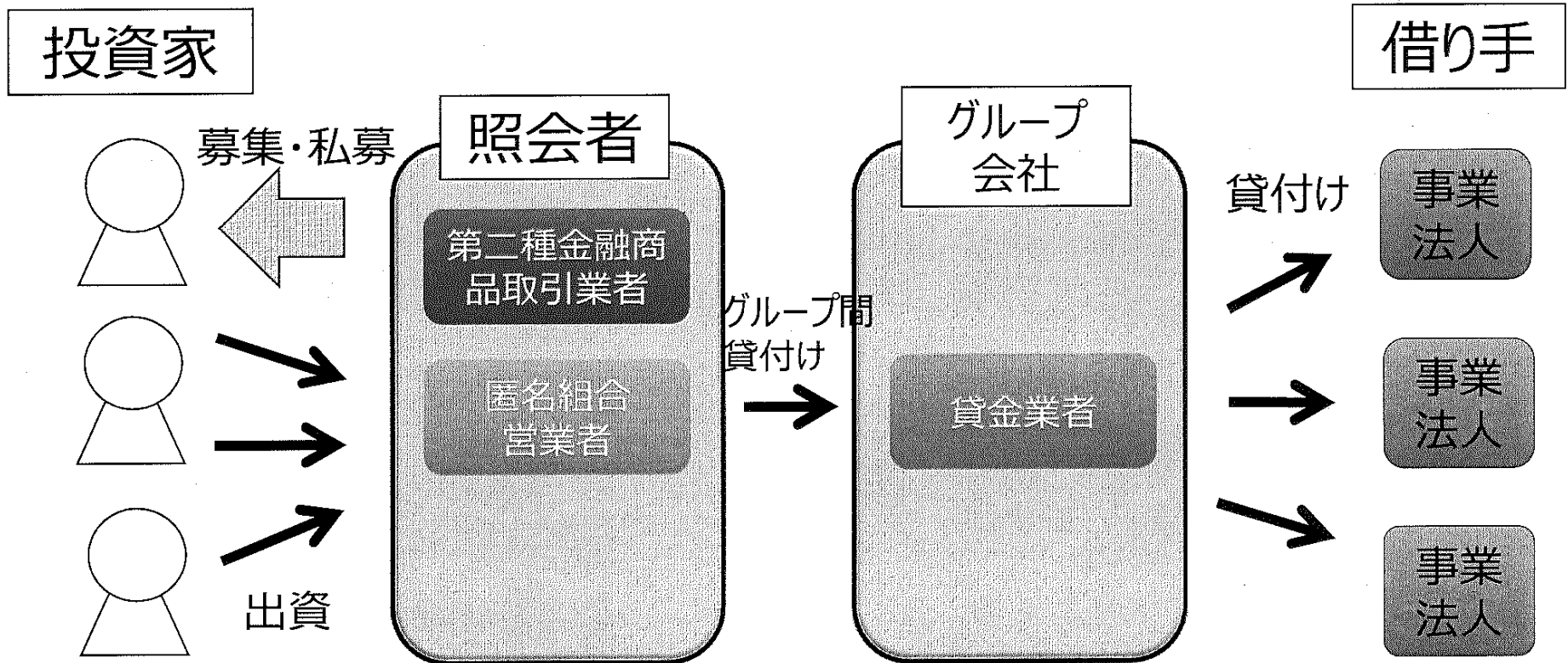


図3-2

